



発行 新潟県

第 11 号

平成26年2月12日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 129 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定（環境対策課）
- 130 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定（福祉保健課）
- 131 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定（高齢福祉保健課）
- 132 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（高齢福祉保健課）
- 133 県営土地改良事業の工事完了（農村環境課）
- 134 平成25年度地籍調査事業計画の変更（農村環境課）
- 135 道路の区域変更（道路管理課）
- 136 道路の供用開始（道路管理課）
- 137 道路の区域変更（道路管理課）
- 138 道路の供用開始（道路管理課）
- 139 道路の区域変更（道路管理課）
- 140 道路の供用開始（道路管理課）
- 141 道路の区域変更（道路管理課）
- 142 道路の供用開始（道路管理課）
- 143 道路の区域変更（道路管理課）
- 144 道路の供用開始（道路管理課）
- 145 二級建築士又は木造建築士の免許取消し（建築住宅課）
- 146 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）

公 告

- 新潟県スポーツ賞の表彰（秘書課）
- 新潟県広域災害・救急医療情報システムに係る役務提供業務公募型プロポーザルの実施（医務薬事課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局業務課）



◎新潟県告示第129号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成26年2月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 指定する形質変更時要届出区域
加茂市高須町一丁目439番1の一部
- 2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の種類
ふっ素又はその化合物

◎新潟県告示第130号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国

後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成26年2月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
有限会社ホウライ	上越市国府4-6-17	ミナミ調剤薬局	上越市名立区名立大町字家添196-2	居宅療養管理指導	H26.1.1
有限会社ホウライ	上越市国府4-6-17	ミナミ調剤薬局	上越市名立区名立大町字家添196-2	介護予防居宅療養管理指導	H26.1.1
株式会社リボン	上越市大字大日34番地5	ショートステイやまと	上越市大和3丁目21番8号	介護予防短期入所生活介護	H25.11.1
社会福祉法人見附福祉会	見附市学校町2丁目13番31号	ケアガーデン新幸	見附市新幸町7番18号	認知症対応型共同生活介護	H26.2.1
社会福祉法人見附福祉会	見附市学校町2丁目13番31号	ケアガーデン新幸	見附市新幸町7番18号	介護予防認知症対応型共同生活介護	H26.2.1
有限会社サンフラワー介護福祉センター	新発田市城北町2丁目7番1号	有限会社サンフラワー介護福祉センター	新発田市城北町2丁目7番1号	居宅介護支援	H26.2.1
スカイ観光株式会社	新発田市中曾根町2丁目13番5号	スカイ観光訪問介護サービス	新発田市中曾根町2丁目13番5号	訪問介護	H26.1.1

◎新潟県告示第131号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成26年2月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問介護 介護予防訪問介護	訪問介護事業所越路あいあい	新潟県長岡市浦字浦谷内9609番地	社会福祉法人あいあい	平成26年2月1日
訪問介護 介護予防訪問介護	ヘルパーステーションあたたか柏崎	新潟県柏崎市松美2丁目5番38号	株式会社新潟ゆうあい	平成26年2月1日
通所介護 介護予防通所介護	ツクイ五泉赤海	新潟県五泉市赤海2丁目6番14号	株式会社ツクイ	平成26年2月1日
通所介護 介護予防通所介護	リハステーションみどりおか	新潟県阿賀野市緑岡3番地15	株式会社リハステーションみどりおか	平成26年2月1日

◎新潟県告示第132号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成26年2月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
ケアサービスあたたか柏崎	新潟県柏崎市松美2丁目5番38号	株式会社新潟ゆうあい	平成26年2月1日
ツクイ五泉赤海	新潟県五泉市赤海2丁目6番14号	株式会社ツクイ	平成26年2月1日
シルバーサポート三条店	新潟県燕市佐渡5025番地	中越クリーンサービス株式会社	平成26年2月1日

◎新潟県告示第133号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成26年2月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
正明寺	農用地保全施設整備（生物多様性対応基盤整備促進パイロット）事業	佐渡市	平成25年8月16日

◎新潟県告示第134号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成25年度地籍調査事業計画（平成26年1月10日新潟県告示1132号）を次のとおり変更する。

平成26年2月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
新潟市	新潟市の第06-15計画区・第06-16計画区・第02-22-1計画区・第05-16計画区・第02-19-1計画区・第02-19-2計画区・第03-19-3計画区・第03-20-2計画区・第14-12-1計画区及び第14-13-1計画区	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
新発田市	新発田市の第2計画区	〃
小千谷市	小千谷市の第24計画区・第25計画区・第26計画区及び第27計画区	〃
十日町市	十日町市の市街第3計画区・市街第4計画区・市街第5計画区・市街第6計画区及び市街第7計画区	〃
見附市	見附市の第2計画区・第3計画区及び第4計画区	〃
村上市	村上市の山第35計画区・山第36計画区・山第32-2計画区・朝第28計画区・朝第28-3計画区・朝第29計画区・朝第30計画区・朝第31計画区・朝第32計画区・神第30計画区・神第31計画区及び神第32計画区	平成25年5月23日から平成26年3月31日まで
燕市	燕市の第36計画区・第37計画区・第38計画区及び第39計画区	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
糸魚川市	糸魚川市の第18計画区・第20計画区及び第21計画区	〃
阿賀野市	阿賀野市の第34計画区・第35計画区及び第36-1計画区	〃
佐渡市	佐渡市の第48計画区・第49計画区・第50計画区及び第51計画区	〃
魚沼市	魚沼市の第6計画区・第14-1計画区・第19-1計画区・第41-1計画区・第41-2計画区・第50計画区・第7計画区・第8計画区・第S9計画区・第S14計画区・第S10計画区及び第S11計画区	〃
南魚沼市	南魚沼市の第5計画区・第6計画区・第7計画区及び南魚沼市計画区	〃

胎内市	胎内市の第38計画区・第42計画区及び第43計画区	〃
弥彦村	弥彦村の第30計画区・第31計画区・第32計画区・第33計画区・第34計画区及び第35計画区	〃
阿賀町	阿賀町の第1計画区及び第2計画区	〃
田上町	田上町の第1計画区	〃
湯沢町	湯沢町の第101計画区・第102-1計画区及び第102-2計画区	〃
刈羽村	刈羽村の第08計画区・第09計画区及び第11-2計画区	〃
関川村	関川村の第14-2計画区・第14-3計画区・第14-4計画区・第14-5計画区・及び第14-6計画区	〃
粟島浦村	粟島浦村の第6-3計画区	〃

◎新潟県告示第135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年2月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新潟長浦水原線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
阿賀野市水原字下ヶ江 2735 番から	新	9.2～19.0メートル	760.1メートル
同市安野町277番1まで	旧	8.6～12.2メートル	761.4メートル

備考 路線の終点を変更する区域変更

◎新潟県告示第136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年2月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 新潟長浦水原線
- 2 供用開始の区間 阿賀野市水原字下ヶ江2735番から同市安野町277番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年 2月12日

◎新潟県告示第137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年 2月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柏崎高浜堀之内線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市山古志南平字名後沢乙1599番4から 同市山古志南平字名後沢乙1354番4まで	新	6.0～17.6メートル	114.4メートル
	旧	(A)6.0～10.8メートル	112.7メートル
		(B)6.0～10.8メートル	114.4メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年 2月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 柏崎高浜堀之内線
- 2 供用開始の区間 長岡市山古志南平字名後沢乙1599番4から同市山古志南平字名後沢乙1354番4まで
- 3 供用開始の期日 平成26年 2月12日

◎新潟県告示第139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年 2月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 出雲崎柿の木小島谷線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
三島郡出雲崎町大字上中条字前谷地666番5から	新	9.3～25.2メートル	214.7メートル

同郡同町大字上中条字笹原336番2まで	旧	7.5～14.6メートル	215.3メートル
---------------------	---	--------------	-----------

◎新潟県告示第140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年2月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 出雲崎柿の木小島谷線
- 2 供用開始の区間
三島郡出雲崎町大字上中条字前谷地666番5から同郡同町大字上中条字笹原336番2まで
- 3 供用開始の期日 平成26年2月12日

◎新潟県告示第141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年2月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小猿屋黒井停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市大字三ツ橋字下ケ尻 238 番から	新	9.8～14.4メートル	246.7メートル
同市大字福田字一の坪26番1まで	旧	9.8～14.4メートル	246.7メートル

◎新潟県告示第142号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年2月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 小猿屋黒井停車場線
- 2 供用開始の区間
上越市大字三ツ橋字下ケ尻238番から同市大字福田字一の坪26番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年2月12日

◎新潟県告示第143号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年2月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上小沢北条線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
妙高市大字吉木字西方 932 番 1 から	新	3.7～8.0メートル	156.8メートル
同市大字吉木字門前割905番 1 まで	旧	3.7～8.0メートル	156.8メートル

◎新潟県告示第144号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年2月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路 線 名 県道 上小沢北条線
- 2 供用開始の区間
妙高市大字吉木字西方932番 1 から同市大字吉木字門前割905番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成26年2月12日

◎新潟県告示第145号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士及び木造建築士の免許を取り消した。

平成26年2月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

免許の取消しをした年月日	免許の取消しをした建築士の氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許の取消しの理由
平成25年10月11日	今井 虎雄	二級建築士	第2460号	死亡
平成25年11月22日	朝妻 誠	二級建築士	第748号	死亡
平成25年12月27日	山際 昇	二級建築士	第6649号	死亡
平成25年10月11日	平野 恵子	二級建築士	第5792号	申請
平成25年10月11日	山本 信勝	二級建築士	第6644号	申請
平成25年11月22日	石井 房子	二級建築士	第9037号	申請

◎新潟県告示第146号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成26年2月12日

新潟県新発田地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
平成26年1月31日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
胎内市西条町550番2の内	5.12	39.20

公 告

新潟県スポーツ賞の表彰について（公告）

新潟県スポーツ賞規則（平成3年新潟県規則第72号）第2条の規定により、次の者を表彰した。

平成26年2月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 被表彰者
氏名 住所地の市区町村等
河本 耕平 柏崎市
- 2 表彰日
平成26年2月4日

新潟県広域災害・救急医療情報システムに係る役務提供業務公募型プロポーザルの実施について（公告）

新潟県広域災害・救急医療情報システムに係る役務提供業務に係る受託者を特定するため、公募型プロポーザルを実施することとし、次のとおり希望する者の参加を招請する。

平成26年2月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 業務の名称
新潟県広域災害・救急医療情報システムに係る役務提供業務（以下「本件業務」という。）
- 2 プロポーザルの内容
新潟県広域災害・救急医療情報システムに係る役務提供業務公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施内容等については、新潟県広域災害・救急医療情報システムに係る役務提供業務公募型プロポーザル実施要領（以下「プロポーザル実施要領」という。）に定めるところによる。
- 3 プロポーザル実施要領を交付する期間及び場所
 - (1) 交付期間
平成26年2月12日（水）から平成26年2月19日（水）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで
 - (2) 交付場所
新潟県福祉保健部医務薬事課地域医療係
〒950-8570
新潟県新潟市中央区新光町4番地1（行政庁舎12階）
- 4 本プロポーザルに参加する者に求める資格
本プロポーザルに参加することができる者は、一の個人又は法人若しくは共同企業体であって、それぞれ次に掲げる要件全てを満たしている者でなければならない。
なお、本プロポーザルに係る参加資格要件の確認結果については、参加資格要件確認書類を提出した者に対して、平成26年3月7日（金）までに書面で通知する。
 - (1) 個人又は法人
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (イ) 平成26年2月12日以降に民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続きの申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされた者
 - (イ) 平成26年2月12日以降に会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てをされた者
 - ウ 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
 - エ 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、県税の未納がない者であること。
 - オ 過去3年以内において、都道府県から本件業務の仕様書に合致した業務（救急搬送情報共有システムを除く）又はこれと同等の業務（救急医療情報システム（広域災害・救急医療情報システム（厚生労働省）とのシステム接続を含む）の構築及び保守運用）について受託し、正常に稼働させた実績を有する者であること。
 - カ 本実施要領の交付を受けている者であること
 - キ 本プロポーザルに関して、(2)に定める共同企業体の構成員となっていない者であること。
 - (2) 共同企業体

ア (1)アからエに掲げる要件のすべてを満たす個人又は法人により自主的に結成されたものであり、構成員間で次の事項を定めた協定書を締結していること。

なお、締結した協定書(原本)及び共同企業体構成一覧表(本プロポーザル実施要領に定める様式に限る。)を一部提出すること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称及び所在地

(エ) 代表者の名称、権限

(オ) 構成員の出資比率

(カ) 各構成員の責任

(キ) 取引金融機関

(ク) 業務履行中における構成員の脱退に関する措置

(ケ) 業務履行中における構成員の破産または解散に対する措置

(コ) 共同企業体解散後の瑕疵担保責任

(サ) その他必要な事項

イ 構成員の数が4者以内であること。

ウ 共同企業体の構成員が、(1)オ並びにカに掲げる要件を満たしていること。

エ 共同企業体の出資比率が最大の者が代表者であること。ただし、出資比率が最大の者が複数ある場合は、いずれかの者が代表者となること。

オ 共同企業体を構成するいずれの者も、本プロポーザルに参加する他の共同企業体の構成員となっていないこと。

カ 共同企業体を構成する全ての者が、5に定めるところによりプロポーザル参加資格要件確認申請書等を提出し、本プロポーザルに係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

5 参加資格要件の確認に必要な書類の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に定めるところにより書類を提出し、参加を表明すること。

(1) 提出書類

プロポーザル実施要領による。

(2) 提出期限

平成26年3月3日(月)午後5時15分まで

(3) 提出場所 上記3(2)の交付場所に同じ。

(4) 提出方法 持参又は郵送による。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便(封筒の表に「新潟県広域災害・救急医療情報システムに係る役務提供業務参加資格要件確認書類在中」と朱書きすること。)とし、(2)に定める期限までに、到達するよう郵送すること。

6 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は、参加資格要件の確認を受けた者のみ提出することができる。

(1) 提出書類

プロポーザル実施要領による。

(2) 提出期限

平成26年3月24日(月)午後5時15分まで

(3) 提出場所 上記3(2)の交付場所に同じ。

(4) 提出方法 持参又は郵送による。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便(封筒の表に「新潟県広域災害・救急医療情報システムに係る役務提供業務企画提案書等在中」と朱書きすること。)とし、(2)に定める提出期限までに到達するよう郵送すること。

7 本プロポーザルに関する質問等

プロポーザル実施要領による。

8 審査等

(1) 提出された書類は、新潟県広域災害・救急医療情報システムに係る役務提供業務プロポーザル競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)が審査を行う。

(2) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 参加資格要件を満たさない者

- イ 企画提案書等を提出期限までに提出しなかった者
- ウ 提案のプレゼンテーションを行う義務があったが行わなかった者
- エ 審査委員会の委員又は事務局の職員に対して、直接的又は間接的に本公募に関し援助を求めた者又は不正な接触を行った者

(3) 次のいずれかに該当する場合は失格とすることがある。

ア 本公告及びプロポーザル実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 提案すべき事項の全部若しくは一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

(4) プレゼンテーションの実施

提案について、プレゼンテーションを実施する。ただし、審査委員会が、本プロポーザルに参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類により第一次審査を行い、あらかじめプレゼンテーションを求める者を選定した上でプレゼンテーションを行う。この場合において全ての参加を表明した者に第一次審査の結果を書面で通知する。

(5) 審査及び結果の通知

審査委員会が、提出された企画提案書等、プレゼンテーションの結果を審査し、最も優れた提案を行った者（以下「最優秀提案者」という。）と次点の者を特定する。

審査結果は、本プロポーザルに参加した全ての者に書面で通知する。

9 契約の締結

(1) 契約の締結の交渉

最優秀提案者と本件業務について契約締結の交渉を行う。

ただし、その者が、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合又は契約締結の協議が整わない場合は、次点の者と契約締結の交渉を行う。

なお、契約締結交渉においては、本件業務仕様について詳細な協議を実施して、再度見積書を徴し、契約を締結する。

また、協議には、仕様書及び提案書の趣旨を逸脱しない範囲内における内容の変更に係るものを含むものとする。

(2) 履行期限等

ア 本件業務の導入に必要なシステム開発等の業務は、平成26年9月30日（火）までに完了し、平成26年10月1日（水）から役務の提供を開始すること。

イ 本件業務の利用契約期間は、平成26年10月1日（水）から平成32年9月30日（水）までの6年間とする。

(3) 契約書の作成 要

10 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出する書類の作成及び提出に要する費用は、提案を行う者の負担とする。

(3) 提出された書類は、書類の審査に使用する場合を除き、本プロポーザルに参加した者に無断で使用しない。

(4) 提出された書類の審査を行う際は、必要な範囲において本プロポーザルに参加した者に通知することなく複製を作成することがある。

(5) 提出された書類は、返還しない。

(6) 参加資格要件確認書類、企画提案書等の受理後の差し替え及び追加・削除は認めない。

(7) 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出すること（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）。

(8) 平成26年度新潟県一般会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

11 Summary

(1) Subject matter of proposal

Proposals for Niigata Prefecture Natural Disaster and Emergency Medical Information System

(2) Deadline for Application

March 3 , 2014 5 : 15 P.M.

(3) Deadline for Proposal Submission

March 24 , 2014 5 : 15 P.M.

(4) For more information, contact:

Medical and Pharmaceutical Affairs Division,

Department of Health and Social Welfare,
Niigata Prefectural Government
4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture,
950-8570, Japan
Tel : 025-280-5183
Fax : 025-285-5723

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、エンボッサーの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年2月12日

新潟県病院事業管理者 若月道秀

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

エンボッサー 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年3月31日（月）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 新潟県知事から指名停止措置を受け、指名停止期間中の者でないこと。

(3) 本公告の日現在で、新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県病院局業務課

電話番号 025-280-5557

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成26年2月19日（水）午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成26年2月21日（金）午前10時30分

新潟県庁行政庁舎16階入札室

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県病院局の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 誓約書の提出
暴力団等の排除に関する誓約書については、入札説明書による。
なお、新潟県物品入札参加資格者で、資格審査申請時に誓約書を提出している者は提出不要とする。
- (8) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (9) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (10) その他
詳細は入札説明書による。